

金沢星稜大学における学生相談体制の推進に関する研究

A Study on the Promotion of Student Counseling System in Kanazawa Seiryō University

高 賢 一
Kenichi Taka

〈要旨〉

金沢星稜大学は、経済学部 1 部、経済学部 2 部、人間科学部を擁する単科大学に近い大学である。筆者は、これまで公立中学校や公立高等学校において教育相談活動や学校における教育相談体制の構築・推進に取り組んできたが、当大学にご縁があり、教職課程ならびに学生相談室の専任カウンセラーとして平成 18 年 4 月に着任することになった。大学は、中学校や高校などの学校組織と性格は異なるものの、これまで取り組んできた教育相談活動をさらに深化・拡充することになった。本大学に入学する学生の中には、中学校や高校での不登校などを引きずってくる学生、精神疾患に苦しむ学生などもみられる。学生相談室では、本大学に縁があつてせっかく入学した学生が、さまざまな障害を乗り越えて無事卒業できるように支援することを大きな目標としているが、カウンセラーだけの努力では限界があることから、ゼミ担当教員との連携など、学生相談体制の推進に関する研究が必要であると思われる。

〈キーワード〉

学生相談室の運営、本大学独自のゼミ制度、効果的な学生支援

I 研究の目的

近年、大学生の学力低下、学習意欲の低下、コミュニケーション能力の低下、加えて、不登校傾向、長期の引きこもり、うつや神経症などの精神疾患を抱える学生が多くなっていることが指摘されている。本大学に着任して 2 年目になるが、1 年目に比べると相談件数の増加という量的課題と、対応に苦慮する相談内容の増加という質的課題が浮上している。外部専門医療機関との緊密な連携も重要となるなど、学生相談室にて学生の自主来談を待つだけでは対処しきれない状況が生じている。

本大学では、1 年次より 1 クラス 20 人程度の少人数ゼミナール制度をとっており、ゼミ担当者は中学校・高校でいう学級・ホーム担任に相当する役割を担っている。前述のように、対応に苦慮する相談内容の増加に対応するためには、ゼミ担当者や学生部のスタッフ、あるいは保健管理センター看護師や事務局スタッフ（特に教学課）等との連携が必要不可欠となっている。そればかりではなく、保護者との連携も重要になっていることから、本研究では、このような状況を踏まえながら、本大学における効果的な学生相談体制の推進策を検討する。

II 研究の方法

本大学着任 1 年目の夏、本大学の学生相談室運営の参考にするために、関西地区 2 大学の学生相談室を訪問し、担当者の説明を聞くことができた。この 2 大学は、本大学の学生の質や数と違うものの、参考にすべき点が多い。視察してきた二つの大学における学生相談室の運営方法や学内における教育相談体制の実情等を参考にしながら、本大学における効果的な学生相談体制を推進するためにどのような方策をとったらいいのかを検討することにした。

III 関西地区 2 大学の学生相談室の実情

1. A 大学の学生相談室

A 大学は、本大学と同じように経済学部や文学部等を擁する文科系の大学であるが、入学学生の学力平均偏差値等は本大学と大差がない。本学のように 1 年次から少人数ゼミナール制度をとっておらず、1・2 年時の休学・退学者は本学に比べるとかなり多いという特徴がある。本格的なゼミ体制は 3 年次からであるが、こうした体制が功を奏しているのか、3 年次からの休学・退学者の数は急減してい

る。担当者の説明によると、ゼミ担当者は学業面で熱心に指導したり、生活面についても相談相手になったりするなど、学生に対してきめ細かな対応をしているようである。

学生相談室は、毎日午前と午後の交代制により二人のカウンセラーで運営されているが、カウンセラーの資格は臨床心理士と学校心理士である。臨床心理士は文学部の教員であるが、学校心理士は教職課程の教員である。毎日カウンセラーが常駐している形ではあるが、相談の継続性などの観点から専任のカウンセラーを常駐させることが今後の課題となっている。1年次からゼミ制をとっていないことや大学生活に慣れないことも相談件数が多くなっている原因の一つとして考えられるが、A大学の場合は1年次が大きな課題となっており、カウンセラーが保健管理センターと連携しながら学生相談の対応に追われている。

3年次からは、ゼミ担当者と学生相談室の連携がスムーズに進み、ゼミ担当者サイドで解決される問題が多くなっている。A大学の場合、入学した学生が1年次を何とか乗り越えることができれば、3年次以降の休学者・退学者の数は急減している。入学者の基礎学力は、本大学のような激しいばらつきはないものの、大学教員は基礎学力の低下に頭を悩ませている。過去5年間を通して見ると、徐々に退学者数は減少傾向にあるようである。年間の相談延べ件数は約384件、そのうち心身の問題が182件、人間関係の問題が93件、学業の問題が59件、進路・生活の問題が33件、その他が17件となっている。不本意入学者数は多いものの、大学生活に慣れてくると、あまりそのようなことは意識しなくなるようである。対人関係上の問題に悩み苦しむ学生が多いため、何度もカウンセリングを受けるケースが多いようである。

2. B大学の学生相談室

B大学も、三つの学部を擁する比較的学生の多い文科系の大学であるが、男女2名の専任カウンセラー（臨床心理士）が学生相談室に月曜日から金曜日まで常駐し、学生相談に取り組んでいる。この大学も3年次からゼミナール制度を取り入れているせいから、1年次の学生相談件数が突出している。3年次からゼミ制度が始まるが、ゼミ担当者によって学生が抱える問題の対処の仕方が大きく異なっている。ゼミ学生の心身の問題を積極的に相談室に持ちかけてくる教員、心身の問題については保健室や学生相談室に一任する教員、自分のゼミの学生の問題については極力自分で解決しようと抱え込む教員など、ゼミ担当者の対応に個性が表れているといえよう。

平成18年度の年間学生相談延べ件数は975件、心身に関する相談は457件、人間関係に関する相談は343件、学業に関する相談は61件、進路・生活面に関する相

談は76件、その他は38件となっている。A大学に比べると学生数がかかなり多いため相談件数も多くなっているが、男女2名のカウンセラーが常駐していることから、相談内容によって学生がカウンセラーを選択できることもあり、学生の反応は上々のようである。また、心身の問題に関する相談の中で、精神疾患のケースについては関係専門機関との連携がうまくとれており、難しいケースについても専門機関との連携がうまくいっている。

ゼミ担当者と学生相談室の連携については、とりわけ学生の問題に積極的に関わろうとするゼミ担当者とカウンセラーとの連携はスムーズに行われている。自分で問題を抱え込んでしまう担当者の場合、なかなかカウンセラーと連携がうまくとれないことが多い。また、学生とカウンセラーが面談することを避けたがる担当者もいるため、カウンセラーが全く知らないうちに休学・退学になっているケースもあるようである。学生相談室と関わったケースについては、かなりの割合で問題が改善されているようで、カウンセラーの役割と意義は大きいものと思われる。

IV 金沢星稜大学における学生相談室の実情

1. 1年次から実施される少人数ゼミ制度

本大学に学生相談室の専任カウンセラーとして着任して2年目になるが、本大学着任前は県立高校に籍を置きながら、県立の適応指導教室（教育支援センター）において学校心理士として不登校の子どもたちや保護者を支援してきた。本大学では、1年次より少人数の基礎ゼミナール制度を取り入れているが、ゼミ担当者は中学校や高校という学級・ホーム担任に相当するものである。ゼミ担当者は、学業指導のみならず進路・生活面の指導なども行っている。

1年次のゼミ制は二本立てになっており、一つは基礎学力の向上・定着を図る基礎ゼミ、もう一つはビジネス基礎3級検定試験合格をめざすビジネス基礎ゼミである。いずれも20人程度の少人数ゼミであり、ゼミ担当者は学生のホーム担任のような存在であり、学業面のみならず、心身や生活面の問題についても指導・支援を行っている。

本大学に入学する学生の学力、意欲、目的意識などにはかなりの格差があり、英語や数学などの基礎学力が定着していない学生、学習意欲が乏しい学生、中学・高校からの不登校を引きずっている学生、不本意入学のため生活意欲を失っている学生、神経症などの精神疾患を抱える学生など、基礎学力の不足や学習・生活意欲に乏しい学生、精神疾患に苦しむ学生も少なくない。したがって、ゼミ担当者とカウンセラーがどれだけうまく連携しても退学を避けることができないケースも少なくない。

平成18年度の年間相談延べ件数は273件、このうち

心身に関する相談は123件、人間関係に関する相談は45件、学業に関する相談は57件、生活・進路に関する相談は33件、その他が15件であった。退学者数は決して少ないわけではないが、前年度に比べると約20人減少している。退学する学生の主な理由としては、不本意入学による進路変更、経済的理由、精神疾患による療養、中学校・高校からの不登校や引きこもり状態を大学まで引きずることによる単位取得困難の問題などがあげられる。

2. 学生への相談・支援体制

学生支援のための専門的な相談機関である学生相談室はもとより、多くの教職員が積極的に関与する形で、学生に対する教育的支援や適応支援に努力している。

(1) 一般教職員の取り組み

新入生に対しては、入学式直後の4月冒頭に1泊2日の新入生合宿（山中温泉）を実施し、基礎ゼミ担当者を中心に履修ガイダンス等を実施している。大学事務局は、総務課、入試課、教学課、就職課、エクステンションセンター等で構成されており、各課のスタッフ、とりわけ教学課や就職課、エクステンションセンターのスタッフが学生の履修相談や生活相談、就職相談、あるいは資格取得講座等の相談にきめ細かく対応している。一方、ゼミ担当教員による学生支援があり、学業面の指導のみならず、進路・生活面の相談・支援も行っている。

(2) 学生相談機関での取り組み

保健管理センターでは、学生の身体の健康面等に関する処置・相談に取り組んでいるが、健康面の相談から精神面の相談に発展することがあり、センターでの対応が困難なケースについては学生相談室のカウンセラーに繋ぐ方法をとっている。身体面と精神面の相談を明確に区別することには無理があるため、センターと相談室の緊密な連携が必要である。とりわけ学生の精神疾患等に関する相談については、健康管理センター、学生相談室、嘱託精神科医、保護者との連携を図りながら対処している。

学生相談室では、主として精神面の問題を抱えた学生の相談に取り組んでいるが、学生が自主的に来談するのを待っているわけではない。ゼミ担当者による学生相談・支援に対する助言（コンサルテーション）のみならず、ゼミ担当者や保健管理センター、事務局（教学課や就職課等）から依頼があった学生に対する面談・支援、場合によっては家庭訪問も実施している。また、子弟の学業面や生活面等に悩む保護者との面談も随時実施するとともに、入学式後の保護者説明会での学生相談ガイダンス、地区別保護者懇談会でのガイダンスならびに保護者との面談などにも取り組んでいる。

(3) 学生を組織的に指導・支援する学生部会

本大学には学生部会が設置されているが、構成員は学生部長、学生相談室のカウンセラー、保健管理センターの看護師、経済学部教員2名、人間科学部教員1名、教学課長及びスタッフ2名である。この部会では、学生の問題行動に対する協議や指導、留学生に対する指導・支援、学生の異動に関する情報交換や協議、委託精神科医による教職員対象の学生支援講座、保健管理センター主催による学生対象の性教育講座の開催にも取り組んでいる。また、学生部会の活動の一環として、学生支援も含めて、学友会、学生部会の教員、事務職員の3者協議会を定期的に開催し、より良い大学環境づくりを模索している。

3. 学生相談活動の課題

(1) 学生相談に関する啓発活動の工夫

学生支援活動、学生相談の啓発活動の一環として、平成19年4月より全学生向けの「学生相談室だより」を毎月1回発行している。配布の際は、教学課のスタッフに必要部数だけ手配してもらい、各ゼミ担当者から学生に配布してもらっている。学生や教職員の評判は上々で、ゼミの教材として学生相談室だよりを活用しているゼミ担当者もいるようである。学生を少しでも元気づけたい、蓄積したストレスを少しでも軽減してあげたい、前向きに生きてほしい、一人で悩みを抱え込まないでほしい、という願いを込めて作成しているが、今後更なる内容の工夫・改善の余地が残されている。今後は、神経症や精神疾患、あるいは軽度発達障害等に関するものを掲載した教職員対象の「学生相談室通信」の発行も考慮中である。

(2) ゼミ担当者との更なる連携

ゼミ担当者の中には、積極的に相談室を活用しようという教員もいれば、問題を抱え込んでしまう教員もいる。また、特に問題を抱え込まなくても教員サイドで解決可能なゼミもある。ゼミ担当者の学生相談室に対する信頼感がなければ、学生相談室との連携は難しくなる。今後、さまざまな神経症や精神疾患、あるいは軽度発達障害等を抱えた学生の入学が十分予想される。このような学生に対する対応が十分でないと、せっかく入学した学生も大学に出て来れなくなったり、大学で不適応行動を起こすなどの二次障害を誘発することになる。したがって、ゼミ担当者と学生相談室とのさらなる緊密な連携が望まれる。

(3) 事務職員や健康管理センターとの更なる連携

学生の生活問題や履修問題などに接する機会が多い事務局、とりわけ教学課や就職課、エクステンションセンター等のスタッフとの更なる連携が望まれる。学生の単位履修問題や就職問題、さらには学費納入問題等に絡んで、友人関係や家族関係などの悩みに関する相談に発展することも

あるようで、そのような時に学生相談室の助言・支援を求めてくるケースも少なくない。一方、健康管理センターでは、主に学生の健康面に関する処置や相談に取り組んでいるが、健康面の相談から精神面の相談に発展したり、健康面と精神面の相談が錯綜しているケースも見られる。うつ病や統合失調症などの深刻なケースについては、健康管理センターと学生相談室の緊密な連携はもちろんのこと、本大学が委託契約している精神科医との連携も重要である。

V 教育相談体制の推進にあたって

1. 関西2大学の学生相談室の実践から

A大学もB大学も文科系の大学であるが、A大学では常駐のカウンセラーはいないが、午前と午後二人のカウンセラーが交替で学生相談にあたっている。学生は相性の良いカウンセラーをどちらか選ぶことはできるが、常駐ではないことから相談の連続性などの課題がみられる。二人のカウンセラーは臨床心理士と学校心理士であるが、臨床心理士は、複雑な問題などに対して専門的に関わろうとする特性を生かし、学校心理士は、ゼミ担当者や健康管理センターあるいは学生部など、学内外の人的資源との連携に力を入れながら組織的な対応に力点を注ごうとする特性を生かしている。カウンセラーが常駐していないことによる課題はみられるものの、臨床心理士と学校心理士の関わり方の特性が十分生かされていることは十分参考に値する。

B大学では、男女二人のカウンセラー（臨床心理士）が学生の相談に当たっているが、二人体制なのでA大学と同じように、学生は相性の良いカウンセラーを選ぶことができる。相談の連続性という観点からすると、二人体制でしかも常駐しているメリットが十分生かされている。二人のカウンセラーは、臨床心理士という特性を十分生かす形で個別のケースについて専門的に関わっている。しかし、ゼミ担当教員や事務局スタッフ、あるいは健康管理センターとの連携はやや希薄であり、学生の問題に個別に関わろうとする傾向がみられる。2大学ともに3年次より専門ゼミに入ることになっているが、1・2年次の学生相談数はかなり多く、組織的対応よりも個別対応に終始せざるをえない状況であると思われる。一旦入学させた学生をどの程度までフォローすべきなのか、当該大学の学生支援の根幹に関わる問題であるが、残念ながら両大学の学生支援の理念が今一つ確認できなかった。

2. 本大学における学生支援の理念

本大学に入学した学生に多くみられる傾向として、不本意入学に対するこだわりやコンプレックスを持っていること、自分の大学に対する誇りや所属意識が低いこと、自分

自身に対する自信や自己肯定感が低いこと、大学で何を学び何をしたいのかという目的意識が低いことなどがあげられる。しかし、本大学でしか学べないもの（CDP：各種資格取得講座）、きめ細かな就職支援活動や教職員による熱心な学生生活支援活動などに啓発され、本大学に対する学生のイメージや評価が徐々に高まり、卒業する頃には本大学に入学して良かったと思える学生がかなり多くなっているようである。一方、このような自覚を感じることもなく本大学を去っていく学生がいることも事実である。学生相談室では、学生が少しでも前向きに学生生活を送ってほしいこと、さまざまな障害や困難を乗り越えて大学を卒業してほしいこと、加えて、願わくば本大学の学生あるいは卒業生であるという誇りを持ってほしいという願いを込めて学生を支援している。こうした姿勢は、本大学における学生支援の理念に通ずるものと思われる。

3. 学生相談室の役割と3階層モデル

本大学における教育相談体制を推進するための中核となるのは学生相談室であるが、前述のように学生相談室による個別対応だけでは対応しきれない問題が浮上している。そこで、本大学における学生相談室の役割を改めて整理した上で、学生相談体制の推進を検討する。

(1) 学生相談室の役割

1点目は、個別の心理的支援である。カウンセラーの支援が必要な学生、あるいは心理的問題を抱えている学生に対してカウンセリングを提供し、学生の適応・成長を支援することである。もちろん、学生への対応に苦慮する家族や関係者への相談も含まれる。本学の学生相談室では、学生の自主来談のみに対応しているわけではない。ゼミ担当者、保健管理センター、事務局（教学課や就職課等）などから依頼された学生のカウンセリング、保護者自身あるいは保護者から依頼された学生のカウンセリング、また引きこもっている学生の訪問カウンセリング等も行っている。

2点目は、心理教育的役割である。教職員に対するコンサルテーション（助言・支援等）、学生部会や教授会、学内研修会等で学生が抱えるさまざまな問題、例えば引きこもりや軽度発達障害などを抱える学生の対処法などについての知識や技能を提供することである。本大学では、メンタルな部分で指導・支援が必要な学生の対処法について、カウンセラーの立場から関係教職員に対して学内メールあるいは直接会って助言・支援を行っている。カウンセラーによる学内研修会はまだ実施していないが、嘱託医（精神科医）による研修会を実施している。今後、教職員に対するコンサルテーションの一環として、教職員向けの「学生相談室通信」なるものを発行し、不登校や引きこもり、特別支援教育に関する知識・技能の啓発を考えている。

3点目は、予防・啓発・提言の役割である。学生相談室では、学生の現状や個別のニーズ、教育環境の改善への課題などを把握しやすいポジションにある。ここで得られた情報や知見を学生部あるいは教授会等に問題提起や提言という形で伝えることができる。学生の健全な心理的成長を促進し、学生支援活動を行うことは、学生の問題行動を予防することにも結びつく。本学では、平成19年4月より学生向けの「学生相談室だより」を発行し、生活意欲の喚起、大学生活への適応、不登校・引きこもりの防止、精神疾患等の予防・改善などを間接的に啓発している。

4点目は、危機管理活動への貢献である。現在および将来において、中学校や高校時代に特別支援教育¹の対象となった学生、神経症やうつ病などの精神疾患を抱えた学生が入学している、あるいは入学してくることが十分予想されことから、最悪の場合、自傷行為や自殺未遂行為、あるいは他の学生とのトラブル等の発生も視野に入れておく必要がある。このような不測の事態が発生する前に、危機管理体制を構築しておく必要があるとともに、不幸にも発生した場合に危機管理活動に取り組める体制を整えておく必要があると思われる。学生相談室としては、このような危機管理体制の構築や危機管理活動に貢献できるように備える必要がある。

(2) 学生支援の3階層モデル

日本学生支援機構²は、学生支援体制を推進・整備するうえで3階層モデルを提示している。こうした3階層モデルをベースにしなが、本大学における学生支援体制の構築・推進を検討する。

3階層の第1層は、日常的な学生支援であり、教職員による教育・研究指導あるいは生活・就職指導、窓口業務における助言等を通して、自然な形で学生の成長支援を行うものである。第2層は、制度化された学生支援であり、ゼミナール制度、オフィス・アワー、就職相談などの役割や機能を担った教職員による活動である。第3層は、専門的な学生支援であり、学生相談室などの学生相談機関、学習支援センター、保健管理センターなど、学内の専門的な学生支援機関が行う学生の成長支援である。

① 日常的な学生支援

教職員と学生の日常的交流は、学生にとって貴重な社会経験の機会であるとともに、励ましや支えとなるものであり、学生の全人的成長を促進するものである。学生全般の特徴や個々の学生の様子について、さまざまな場面で教職員相互あるいは学生相談室などの専門的な学生支援機関と情報交換を行う必要がある。個別指導においては、学生と教員相互が人格的に啓発し合えるような人間的な交流が求められる。一方、教職員は、日常的教育・指導あるいは窓口対応を通して深刻な問題を抱える学生や支援を必要として

いる学生の動向を把握することができる。学生の個人的な相談を受けることもあれば、授業の欠席、学業不振、授業中の不可解な態度、単位取得の不足、窓口での混乱した態度や訴え、不審な言動、トラブルの発生等によって、支援が必要な学生の存在に気づくこともある。

教職員は、学生の問題や相談内容に適した支援を行うにあたって、学内の専門的な学生支援機関の存在とその機能をよく把握しておき、必要に応じてそれを紹介できるように学内ネットワークを形成しておく必要がある。また、学生を学内の専門的な学生支援機関、例えば学生相談室を紹介した場合であっても、それで学生との関わりを終えるのではなく、それらの機関との連絡をとりつつ、教職員と学生支援機関のそれぞれの立場から継続的に関わる姿勢が求められる。学生の自主的活動、たとえば学友会などの学生自治活動、サークル活動などの学内活動、ボランティア活動、インターンシップ、アルバイト、留学などの学外活動がある。このような活動では、組織の中での役割や責任、チームワーク、縦と横の人間関係などの経験と学びの場であり、お互いに影響を与えながら心理的・社会的成長を遂げる機会となる。また、このような経験は、学生の視野を地域社会や国際社会へと広げることもつながる。大学としては、このような活動に必要な環境整備を行い、適切な情報収集と情報提供に努力するとともに、学生の自主性を尊重した指導・支援を継続して行う必要がある。

② 制度化された学生支援

ゼミナール制度やオフィス・アワーなど、学生が質問や相談をしやすい体制づくりが重要であり、このような制度を活用し、個々の学生に対して入学時から卒業までのきめ細やかな指導・支援を行うことが可能となる。一方、事務窓口は、学生支援機能の一端を担うものであり、窓口での学生対応を通して、学生の心理的・社会的成長を促すものである。初めて入学した学生から見ると、オリエンテーションなるものがあっても大学の組織や窓口は複雑で分かりにくく感じてしまい、どうしたらいいのか迷ってしまうことがあるものと思われる。

窓口スタッフが負担を強いられることにもなりかねないが、親切で分かりやすい対応、学生が声をかけやすいカウンターの工夫などが求められる。本大学においては、事務局スタッフの対応には特筆すべきものがあり、主用件のみならず、学生のさまざまな相談に応じている。また、学生相談室との連携も極めて緊密である。学生にとって、孤立や孤独は学業のつまずきや大学生活での不適応状態の要因になりやすい。オリエンテーションでの新入生同士や教員との交流、留学生と邦人学生の交流、卒業生と在学生の交流、気の合った少数学生の交流など、このような多様な交流機会の設定や活用を促し、学生の大学生活への適応を支

援する必要がある。

③専門的學生支援

學生を総合的に支援するためには、大学内に學生相談室や保健管理センター、学習支援センターなど、多様な學生支援機構を保持しておく必要がある。専門的學生支援は、日常的學生支援や制度化された學生支援のみでは対応できない學生のニーズに応える支援である。大学の中に専門的學生支援機関が設置されることにより、大学の個性や特色などを踏まえた教育的・専門的支援を行うことができる。しかし、専門的學生支援機関であっても対応が困難なケースが十分想定されることから、学内外の連携の中心となって問題解決に取り組む必要がある。また、それぞれの機関の専門性を生かしながら、教職員が対応に苦慮する事例に対する助言・指導を行ったり、教職員の學生支援能力を高める努力（研修や啓発活動等）をしたり、日常的學生支援や制度化された學生支援を支える役割も求められる。

1. 本大学における學生支援理念の再確認

意欲のない學生を教員が無理して引き寄せる必要があるのかという議論、退学しようとする意思が強い學生を教員がどの程度引き寄せる必要があるのかという議論があると思われる。前述のように、本大学における學生支援の理念は、「誠実にして社会に役立つ人間の育成」という建学の精神を踏まえて、入学を許可した學生はできるだけ付加価値をつけて卒業させる方向で支援するものと思われる。學生が退学する・しないの問題は、學生の自己責任の問題ではあるものの、學生の成長・卒業という目標を達成するために、教職員と學生が力を合わせて努力するというのが本大学の學生支援の理念であろう。しかし、意欲のない學生、あるいは退学意思の強い學生を教員がどの程度まで引き寄せるかは、ゼミ担当教員の考え方によって微妙に異なることは否めない。ただし、本学では學生支援の理念を実現するために全教職員が努力するという方向性は一致しているものと思われる。

2. 學生相談体制の推進

(1) 1年次から取り入れているゼミ制度の最大活用

本大学の最大の特徴は、1年次より少人数のゼミナール制度を取り入れていることであるが、學生相談体制を推進するうえで、こうした特色あるゼミ制度を最大限に活用すべきであると思われる。學生支援の3階層モデルにあてはめると、本大学では第2層（制度化された學生支援）と第3層（専門的學生支援）の連携・協働こそが、學生相談体制を推進していくうえで中核となるものである。ただし、本大学においては、教学課や就職課等の事務局スタッフによる學生支援には特筆すべきものがあり、こうしたスタッ

フによる日常的な學生支援によって、多くの學生がその恩恵を受けている。學生のメンタルな面で疑問を感じたり、そうした學生の対応に困窮するケース、あるいは學生の退学や休学、不登校や引きこもりなどに結びつくケースについては、事務局スタッフから學生相談室に助言を求められたり、學生との面談等を依頼されることがある。したがって、本大学においては、第1層と第3層の協働・連携も重要であり、決して軽視できない。

(2) 第2層に位置する學生部会の充実

前述のように、本大学においては、より良い學生生活を支援するための學生部会が設置されているが、この部会には學生部長を筆頭に、學生相談室のカウンセラー、健康管理センターの看護師、事務局スタッフ3名、教員2名から構成されている。したがって、學生部会は第2層に位置づけられているものの、第1層や第3層のスタッフも含まれている制度化された學生支援機関といえる。ここでは、學生の問題行動や不適応行動等の動向について情報交換を行ったり、その対応法などについて協議するため、カウンセラーや看護師の専門的な立場から助言・指導することができる。場合によっては、ゼミ担当者を交えて協議することも可能であると思われる。學生部会は、すべての階層を網羅する横断的・縦断的な學生支援機関としての位置づけが可能であるし、このような総合的な學生支援機関をより充実・工夫することが、本大学における學生相談体制の推進に結びつくものと思われる。

3. 本大学における學生相談体制推進の課題

本大学独自のゼミ制度、そして総合的な學生支援機関としての學生部会の充実を指摘したが、ゼミ制度の活用にあたり、ゼミ担当教員とカウンセラーの信頼関係の構築が重要であり、今後の課題となっている。また、學生部会においては、単なる情報交換に終始するのではなく、組織対応のメリットを最大限に活用し、具体的な対応策を協議・実行することが今後の課題であろう。

【註】

1. 文部科学省は、「盲・聾・養護学校及び特殊学級における教育に加えて、学習障害児や注意欠陥多動性障害児等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応」と定義している。(2001年1月15日)
2. 日本學生支援機構編『大学における學生相談体制の充実方策について』, 2007年3月, pp. 12-18